

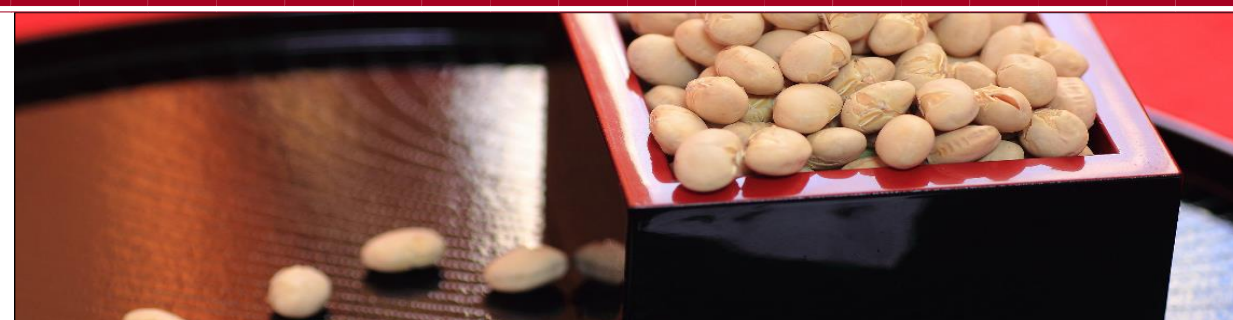


BAY HILLS

2023 年 2 月号

バイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

寒い日が続いていますね。外はまだ寒いですが、一部のキャンプ場で3月からのサイト予約が始まったので、早速予約することにしました。

開始時刻と同時に人気の週末は瞬く間に埋まってしまうかもしれませんが、何とか予約成功。寒さに耐えられるのか(!)不安ではありますが、今から楽しみです。今年もキャンプ場サイト予約は激戦です。

それでは今月もバイヒルズSR通信をお届けいたします。(事務員S)

2023 年の労務イベントとその対応

◆「賃金」に関する改正への対応

4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%(深夜割増賃金率は75%)となります(引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇(代替休暇)の付与も可能)。

就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができていくか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象とな

っていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用1,000人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務づけられます。

江崎グリコ株式会社による昨年9月の調査で、パパ育休制度を認知している人の7割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているかも関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくといでしょう。

【厚生労働省リーフレット「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」】

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります」】

【厚生労働省「「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について」】より

企業のDXを推進する「デジタルスキル標準」とは？

企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進を人材のスキル面から支援するため、経済産業省がDXを推進する人材の役割や習得すべきスキルを定義した「DX推進スキル標準」を策定しました。

昨年3月に公開した「DXリテラシー標準」と合わせて、「デジタルスキル標準」ver.1.0として取りまとめ、12月21日に公表しました。

◆背景・目的

データ・デジタル技術を活用した産業構造の変化が著しい中、企業が競争上の優位性を確立するにはDXの実現が重要になります。しかしながら、多くの日本企業がDXの取組みに遅れをとっていると考えられ、その大きな要因の1つとして、

DXの素養や専門性を持った人材が不足していることが挙げられています。

そのような状況から、「デジタル田園都市国家構想基本方針(2022年6月7日閣議決定)」において「2022年内にDX推進人材向けのデジタルスキル標準を整備する」と示され、今般、経済産業省が主催する「デジタル時代の人材政策に関する検討会」において「デジタルスキル標準(DSS)」ver.1.0を取りまとめたという背景があります。

◆概 要

「デジタルスキル標準」は、以下の2種類で構成されています。

- ①「DXリテラシー標準」
社会人全体がDXに関する基礎的な知識やスキル・マインドを身につけるための指針
(2022年3月29日公表)
- ②「DX推進スキル標準」
企業がDXを推進する専門性を持った人材を育成・採用するための指針
(2022年12月21日公表)

上記①の「DXリテラシー標準」は、働き手1人ひとりが「DXリテラシー」を身につけることで、DXを自分事ととらえ、変革に向けて行動できるようになることをねらいとし、DXの背景、DXで活用されるデータ・技術とはどういうものか、活用法や留意点、マインド・スタンス(意識・姿勢・行動等)がわかるようになっています。

下記、経済産業省のホームページに、デジタルスキル標準に資料等が掲載されています。

【経済産業省「デジタルスキル標準」をとりまとめました!】より

2月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

1日

○贈与税の申告受付開始<~3月15日>
[税務署]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用の労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16日

○所得税の確定申告受付開始
<~3月15日> [税務署]
※還付申告は2月15日以前でも受付可能

28日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用
状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付
<第4期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によって異なる月の場合がある